

東京都からのお知らせ

平成27年度の浄化槽の法定検査を実施する機関を指定しました

浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に定める浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を実施する東京都指定検査機関を、公益財団法人東京都環境公社に指定しましたのでお知らせします。

- 1 検査業務を行う事務所の名称・所在地等
名称：公益財団法人 東京都環境公社 多摩分室
電話：042-595-7982
FAX：042-595-7983
所在地：〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3
東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内
- 2 検査業務を行う地域
東京都内全域
- 3 検査業務の開始年月日
平成27年4月1日
- 4 検査手数料
平成26年度と変更なし

なお、平成27年3月31日まで、東京都の指定検査機関は、一般社団法人東京都水環境システム協会でしたが、平成27年4月1日以降実施予定の検査を既に同協会に申し込みされている場合でも、公益財団法人東京都環境公社が検査を実施しますので、改めて申し込みいただく必要はありません。

問合せ先 東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課施設審査係(浄化槽担当)
03-5388-3583

法定検査を受検しましょう！

浄化槽法では、浄化槽を所有されている方は「水質に関する検査」を受けなければならないことになっています。この検査は、浄化槽法に基づき義務づけられていることから、法定検査と呼ばれており、浄化槽を使い始めて3か月経過してから5か月以内に行う「設置後等の水質検査」（7条検査）と、その後毎年1回定期的に行う「定期検査」（11条検査）があります。検査の目的は、浄化槽が適正に維持管理され、浄化槽からの放流水が河川等を汚していないかを確認するもので、良好な水環境を守るうえで大変重要な検査です。もし、受検していないようであれば、この機会に受検いただきますようお願いいたします。